

1 議 事 日 程（第4日）

（平成25年第1回有田川町議会定例会）

平成25年3月21日

午前9時30分開議

於 議 場

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | 議案第6号 | 平成25年度有田川町一般会計予算 |
| 日程第2 | 議案第7号 | 平成25年度有田川町国民健康保険事業特別会計予算 |
| 日程第3 | 議案第8号 | 平成25年度有田川町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第4 | 議案第9号 | 平成25年度有田川町介護保険事業特別会計予算 |
| 日程第5 | 議案第10号 | 平成25年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計予算 |
| 日程第6 | 議案第11号 | 平成25年度有田川町簡易水道事業特別会計予算 |
| 日程第7 | 議案第12号 | 平成25年度有田川町公共下水道事業特別会計予算 |
| 日程第8 | 議案第13号 | 平成25年度有田川町農業集落排水事業特別会計予算 |
| 日程第9 | 議案第14号 | 平成25年度有田川町簡易排水事業特別会計予算 |
| 日程第10 | 議案第15号 | 平成25年度有田川町浄化槽事業特別会計予算 |
| 日程第11 | 議案第16号 | 平成25年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計予算 |
| 日程第12 | 議案第17号 | 平成25年度有田川町岩倉財産区管理会特別会計予算 |
| 日程第13 | 議案第18号 | 平成25年度有田川町栗生財産区管理会特別会計予算 |
| 日程第14 | 議案第19号 | 平成25年度有田川町城山山林財産区管理会特別会計予算 |
| 日程第15 | 議案第20号 | 平成25年度有田川町八幡山林財産区管理会特別会計予算 |
| 日程第16 | 議案第21号 | 平成25年度有田川町安諦山林財産区管理会特別会計予算 |
| 日程第17 | 議案第22号 | 平成25年度有田川町水道事業会計予算 |
| 日程第18 | 議案第23号 | 有田川町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について |
| 日程第19 | 議案第24号 | 有田川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第20 | 議案第25号 | 有田川町立学校に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第21 | 議案第26号 | 有田川町学童保育所設置条例の制定について |
| 日程第22 | 議案第27号 | 有田川町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について |
| 日程第23 | 議案第28号 | 有田川町指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について |
| 日程第24 | 議案第29号 | 有田川町都市農山漁村総合交流促進施設宿泊棟条例の制定について |

- 日程第25 議案第30号 有田川町都市農山漁村総合交流促進施設レストラン物販棟条例の制定について
- 日程第26 議案第31号 有田川町農林漁業体験実習館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議案第32号 有田川町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第28 議案第33号 有田川町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第29 議案第34号 有田川町道の構造の技術的基準等を定める条例の制定について
- 日程第30 議案第35号 有田川町営住宅等の整備基準を定める条例の制定について
- 日程第31 議案第36号 有田川町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第32 議案第37号 有田川町営きび住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第33 議案第38号 有田川町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第34 議案第39号 有田川町水道事業及び簡易水道事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第35 議案第40号 有田川町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第36 議案第41号 有田川町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第37 議案第42号 有田川町辺地総合整備計画の策定について
- 日程第38 議案第43号 有田川町辺地総合整備計画の策定について
- 日程第39 議案第44号 有田周辺広域圏事務組合理約の改正に関する協議について
- 日程第40 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第41 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第42 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第43 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第44 議案第47号 平成24年度公下第24号吉備第1幹線管渠布設工事(第2工区)の請負契約について
- 追加日程第1 発議第1号 有田市を和歌山3区から2区に編入する衆議院小選挙区の区割り改定案に反対する意見書の提出について
- 追加日程第2 議長辞職の件
- 追加日程第3 選挙第2号 議長の選挙
- 追加日程第4 副議長辞職の件
- 追加日程第5 選挙第3号 副議長の選挙
- 日程第45 選挙第1号 有田聖苑事務組合議会議員の選挙
- 日程第46 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 追加日程第6 議会運営委員会委員の辞任の件

- 追加日程第7 議会運営委員会委員の選任
 追加日程第8 下水道事業対策特別委員会委員の辞任の件
 追加日程第9 下水道事業対策特別委員会委員の選任
 日程第47 常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の件
 日程第48 特別委員会の閉会中の継続調査の件
 日程第49 議長への委任について

2 出席議員は次のとおりである（17名）

1番	増谷 憲	2番	堀江 眞智子
3番	橋爪 弘典	4番	東 武史
5番	岡 省吾	6番	前勢 利夫
7番	湊 正剛	8番	佐々木 裕哲
9番	森本 明	10番	殿井 堯
11番	坂上 東洋士	13番	新家 弘
14番	西 弘義	15番	中山 進
16番	竹本 和泰	17番	亀井 次男
18番	森谷 信哉		

3 欠席議員は次のとおりである（なし）

4 遅刻議員は次のとおりである（1名）

2番 堀江 眞智子

5 会議録署名議員

1番 増谷 憲 10番 殿井 堯

6 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名（12名）

町 長	中山 正隆	副町長	山崎 博司
清水行政局長	保田 永一郎	消防長	前田 英幸
総務政策部長	武内 宜夫	住民税務部長	坂上 泰司
建設環境部長	前 守	福祉保健部長	中島 詳裕
総務課長	田代 定昭	企画財政課長	林 孝茂
教育委員長	早田 智代	教育部長	三角 治

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

事務局 局長 山本 泰司 書記 福本 光宏

8 議事の経過

開議 9時30分

○議長（中山 進）

おはようございます。

2番、堀江眞智子議員から、遅刻の届けが出てますのでお伝えします。

ただいまの出席議員は16人であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

また、本日の説明員は、町長ほか11人です。

お諮りします。

本日、町長より追加議案が1件提出されました。日程の順序を変更し、日程第44、議案第47号を先に審議したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

異議なしと認めます。

日程の順序を変更し、日程第44、議案第47号を先に審議することに決定しました。

○議長（中山 進）

日程第44、議案第47号、平成24年度公下第24号吉備第1幹線管渠布設工事（第2工区）の請負契約についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

おはようございます。

それでは、ただいま上程させていただきました議案の提案理由の説明を申し上げます。

議案第47号は、平成24年度公下第24号吉備第1幹線管渠布設工事（第2工区）の請負契約についてであります。

平成24年度公下第24号吉備第1幹線管渠布設工事（第2工区）を施工するため、平成25年3月14日、9業者を指名し競争入札に付したところ、有田川町大字庄843番地4、小堀建設、小堀平和氏が5,439万円で落札いたしましたので、工事請負契約を締結するに当たり議会の議決をお願いするものであります。

以上で、議案に対する私の説明を終わります。何とぞ御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（中山 進）

以上、町長の提案理由の説明が終わりました。

続きまして、補足説明はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

ないようですので、提案理由の説明を終わります。

暫時休憩します。

~~~~~

休憩 9時34分

再開 10時20分

~~~~~

○議長（中山 進）

再開いたします。

……………日程第1 議案第6号……………

○議長（中山 進）

日程第1、議案第6号、平成25年度有田川町一般会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

6番、前勢利夫君。

○6番（前勢利夫）

6号に際しまして、全員協議会で勉強させていただいたのでございますが、改めて長の見解を本会議において求めておきたいことがございますので申し上げたいと思います。

予算案の6款農林水産費の問題でございますが、全体の予算、大変厳しい中で、歳入歳出ともに159億円を計上されておるわけでございます。このうち、御案内のとおり、面積351平方キロ、そのうちの山林面積が275平方キロ、実にして全面積の77%が山林地帯でございます。今私、今回の議会におきましても一般質問の中でこの問題も取り上げさせていただいたんでございます。本当に今の山間地域、旧清水町全体、金屋の大部分、まさに厳しい状況にありました。それはなぜかといいますと、昭和57年をピークにして、30年来にわたり外材、需要の80%、国産材はわずかに20%という状況が続き、木材の低迷は、また木材を主とするいろいろな林業加工界は、極端な不振に陥っておりまして、同時に人口が情け容赦なく流出しておる。旧清水町におきましては、昭和35年に1万1,377人の国勢調査によって確定した人口が、この4月1日現在で3,825名、実に7割以上が減少した。考えられん事態でございます。これが、まさに今の山村の状況でございます。その中でいち早く昭和35年に丸太材が関税ゼロ、追って39年には木材全製品が関税ゼロ、この結果がこれだけの厳しい山村の状況を生みました。

農林水産業については、第一次産業として工業立国の立場上、どの種目を見てでも農、林、水産ともに厳しい現況にあります。そういう関係で、町長に改めて申し上げたいと思います。6款にもありますとおり、地籍を含めまして159億円の当初予算の中で5億円余りが、そのうちの3億4,000万円ほどは地籍、ほかの施策にいたしましては、口を開けば間伐奨励、間伐奨励と言われますが、ことしにおいてはわずかに1,000万円を越すような状況にあるわけです。このままでは、本当に私たちのふるさと、山村一帯は限界集落、消滅集落は必ず実現してしまうような状況下であり、ことしの小学校の卒業式の中にも、1名、1名、卒業生はそういう小学校が2校

ありました。この現実を私たちは思い切って全ての面から発信しなければ、本当に日本の林業地帯というのは皆同じ過疎地の宿命にあるわけでございます。こういう立場から、これは高齢者が進むにつれて、人間が当然気力を失ってくるのは事実でございます。昔から、山持ちはけんかせず、いわゆる旦那衆、旦那衆と言われてきました。それが今、この環境に置かれて、年齢的に立ち向かっていく、その第一義としての仕事をするすらもうできない高齢者ばかりになっております。これを打破するためには、町長も私の質問に対して絶えず申されておりますが、本当に林家自体1人1人の立ち向かう意識を取り戻さない限り、このままでは最悪の状態を迎える。

何も尖閣や竹島だけの問題ではございません。人が住めないようになるということは、その地域が消滅してしまうということです。それが現に全国の山村で進行している状況を踏まえて、まず第1番に今度の予算を振り返りもて、厳しい中で精いっぱい努力をしてくれてる執行部の気持ちが痛いほど察せられますが、本当に山がよみがえるためには、まず林家の意識改革、関連する森林組合、財産区、あらゆる団体が中心になってこの事実を積極的に捉え、生きるためのまさに決死の覚悟での戦いをする時期が今来ておるんじゃないか。そして、若者たちが田舎でも生活できる、それはあの広大な山、反面全国において林業が不振のために、この前もちょっと触れたんでありますが、日本の木材は実に雑木材を入れて44億立米という世界屈指の材木も材積も蓄積されておるのは事実でございます。

そこで町長にお願いいたします。今申し上げました関係各種団体と行政や、そして私ども一致して話し合う機会を、膝と膝、心と心を触れ合う組織をぜひとも早急に立ち上げて、県、国に対してこの実情を、現場1人1人が訴える中で代表して、今度の政権はそういう面では国土強靱化をうたいまして、これが今回の国会で提案されることは時間の問題となっております。議員定数から見て、必ず可決される問題でございます。例えば、地籍問題なんかにつきましては、東大名誉教授の太田先生が指摘されておりますとおり、先進国で地籍所在が誰かわからないような国は、ただ日本一国ではないか。5年ぐらいの歳月をかけて、これを終了しなさいということを今度の国土強靱化の論説の中で申されております。現に私たちの町にとりまして、3億円余りを地籍の調査に充てていただいておりますが、これは協力する現場の住民立会人に対して1日1万円が保証されておまして、雇用面の拡大化がこれほど大きな事業はないのでございます。こういう問題を含めまして、すべからく今申し上げました協議会を立ち上げていただくように、この際、お願いいたしたいと思っております。町長のお考えを求めます。以上でございます。

○議長（中山 進）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

前勢議員の御質問にお答えをしたいと思います。

おっしゃるとおり、今地域の置かれている状況というのは悲惨なものがございます。これも地域というのは、本当に国土の75%がこの有田川町のような立地でございます。折につけ、この地域問題というのは今非常に全国の町村会でも問題になってまして、やっぱり地域が元気にならなったら日本はあかんというのは、それはみんな過疎地域を抱えた町村会の総意でございます。今度のTPPの問題にしても残念なことに交渉に参加するということが決定されたんですけども、それを受けて3日目に急遽、農林部会というのを今回東京で開きます。その中で、どうしてもこれだけは守ってほしいという品目を今度決めて、交渉に当たっていくつもりであります。今申されましたとおり、地籍の問題も指摘されました。これも一般質問でお答えさせていただいたんですけども、できるだけ早く完了できるように努力をしたいと思っております。

それから、今御指摘のあった協議会、やっぱりみんなと話し合いをする中でいろんなことが解決していくのが多いと思います。先日も沼谷の区長さんがお見えになって、いろいろお話を聞かせていただきました。ここは非常に元気があります。今回、清水地域の集落で人口がふえたのはうちだけやということで、実は2組の夫婦が入られるようです。もう既に1組の夫婦については公民館を買収して、もう住んでくれていると。あとの1組については、まだ工作中でありますので、仕事が終わり次第入らせていただくということで、実際ここは和歌山大学の若い子とも提携をして、ワサビづくりであったり、もう既にワサビについてはもう3年経過して、非常に立派なもんが1,000本ほど植えられております。それで前勢議員おっしゃるとおり、地域の方々といろんな話をしていく中で解決できる問題もあると思います。もちろん材木問題にしても、その地域の森林組合、あるいは地元の方々と話をできる場を一遍検討させていただきたいと思っております。

○議長（中山 進）

6番、前勢利夫君。

○6番（前勢利夫）

ありがとうございます。

ただ有田川町長のみならず、県下の町村会の会長でもあられます、広域連合の唯一の町村出身の町村長でございます。ぜひとも我が町から地域の声を結集する各種団体の、今御答弁いただきましたとおり、段取りを早急に具体的に組んでいただきまして、ぜひとも我が町においてこの組織を立ち上げていただきたいということを重ねてお願いいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中山 進）

ほかに質疑ありませんか。

8番、佐々木裕哲君。

○8番（佐々木裕哲）

8番、佐々木です。私から、25年度の一般会計の予算について、3事項ほどちょ

っと町長のお考えをお聞きしたいと思います。

まず1番目として、ふるさと開発公社への法人移行に伴う出捐金3,000万円についてであります。

この施設は、清水地区にとって活性化のために営業してきたものでありますが、平成3年から今日まで23年間の営業状態を見ても、営業利益が出ているのはわずか3年間だけ、その間、町から公社へ出捐金として2億2,000万円、ほかに公社への委託料として3億3,400万円、合計5億5,400万円出資しているながら、計画では今年度末でわずか700万円の黒字となる予定です。実質町から出資金がなければ、5億4,700万円の赤字経営になる予定です。この4月から、25年度は今までの1,500万円の委託料プラス公社が法人化するために出資金として3,000万円計上されていますが、一般法人化になれば経営責任は理事になるということですが、予算化するに当たり、町長としてこの3,000万円、何のために計上するのか、それをまずお聞きしたいと思います。

また現在、5億円もかけ、あさぎり周辺事業も今行っているわけなんですけど、どのようなことがあってもこれは成功させなければならない施設であります。担当の産業建設常任委員会としましても、担当課へ今後の運営に当たり、何とか黒字経営ができるように、そのためには専門家のアドバイスも入れ、多少資金が要ってもよいから早急に行動してほしいと強く要望しているところであります。ぜひ取り組んでいただきたいと思います。議会といたしましても、何とかこの施設を黒字経営にさせていただきたいというのが我々議員の願いであります。そのための行政としての、また町長としての考え方をお聞きしたいと思います。

続いて2番目の質問といたしまして、有田川漁協への稚魚放流補助金についてであります。

今年度も112万円の予算計上をされておりますが、有田川漁協も今現在いろいろと問題になっていると報じられていますが、この予算が可決された場合、予算執行についてどのように考えているのか。また執行する場合に、事前に議会側へ連絡してもらえるのか、その点もちょっとお聞きしたいと思います。

それともう1つ、最後の質問といたしまして、ごみ収集運搬委託料の4,287万6,000円についてであります。

合併後、随意契約から一般競争指名入札へと制度を変え、大幅な経費が削減されました。その削減された資金でごみ減量関係、また太陽光発電設置補助金等、町民にとって非常に喜ばれている資金の使い方もされ、喜んでくれているのも事実でございます。この可燃ごみ、不燃ごみ、プラスチックごみの収集業務について、今回、ことしから契約内容も若干変わるということをお聞きしてるんですけども、資源ごみの収集委託業務、今、入札で落札者でやってくれてるんですけども、もう全て落札者が責任を持って、何もかも請け負うというような方向に私はしたほうが、今後の運営

についてももうまくいくんじゃないかなと思います。そのために今、町が所有している車両、これもできればもう払い下げてあげてもいいんじゃないかなと私はそう思うんですけども、その点も町長、どのように考えているのかお聞きしたいと思います。

○議長（中山 進）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

佐々木議員にお答えをしたいと思います。

まず、ふるさと開発公社の3,000万円の問題であります。この前も全協でお答えをさせてもらったんですけども、非常に財政的に厳しい中で、3,000万円を出すということは非常に悩むわけなんですけれども、やっぱり清水地域にとってはあそこの施設というのは、もう切っても切れない問題だと思っています。ただ、この前も言ったんですけど、道路もそうですけれども、人が通らない、車が通らないから道路は要らないという問題もあると思いますけれども、やっぱり道路については拡幅すれば車のようけ通る、それが今の高速道路もそうありますように、通らんさけ道は要らんのやという考えじゃなしに、活性化のためには通らない道も広げていかなければならないということがあります。

そういった意味で、それとはまた別なんですけれども、このふるさと開発公社、今回たまたま一般財団法人に移行をせざるを得ないという中で、この財団法人には11月までに移行しなければならないんですけれども、今の予定では7月1日に移行するということであります。その中で、おっしゃったとおり、理事さんとかいろんな方、これから決めていくわけなんですけれども、なかなか今回、今度の一般財団法人であれば理事さんの責任というのが非常に重くなってまいります。そのために3,000万円のうち2,000万円については、そういった保証といいますか、万が一のときのために積むということで、恐らくこんなもん何回も出すものではありません。そのうちの1,000万円はまず運用資金として今回提出をしていきたいと考えております。

それからもう1つ、鮎の問題であります。うちもアマゴと鮎の放流については、協力金というのをを出しております。今回、組合長以下3人が逮捕されるという非常に残念な結果であります。今、何か取り調べ中であると聞いております。この予算を通していただいても、協力金については、この前の全協でもお答えしたとおり、執行しないという考えであります。ただ、これは何も鮎の組合へ今までやってきたんじゃないしに、この有田川にはたくさんの釣り客が全国から訪れて来ております。今回も大きな全国的な釣り大会、実は今年度も3回ほど予定をしてくれております。そういった中で組合へ出すんじゃないしに、観光振興のために今まで100万円ほど出しておりました。今回こういう事件があったんですけども、もう少し様子を見て、これは執行したいと思います。またそのときは議会の委員会等々にも必ず報告はさせていただきます。

ます。

それからもう1つ、ごみ収集の問題がありました。今回、収集業務というの、これ委託してたんですけれども、労働監督基準局のほうから、今の契約はちょっとおかしいんじゃないかと、派遣法にちょっと違反するような部分があるので、今後もしこれで行くのであれば厳しく指導させていただくという連絡を受けまして、今までは車と、それから車検、燃料、保険、こんなん全部町でやってたんですけど、それはもう派遣法ではちょっと違反するおそれがあるということで入札をやり直させていただきました。それで24年度の委託金額というのが、実は3,170万5,000円だったんですけれども、再度やった結果、4,287万6,000円となりまして、1,117万1,000円増加しましたけれども、今回その車両の管理費については975万円が減額となりまして、諸経費分196万円ほど余計にかかったんですけれども、今回は受けていただいた方に燃料も車検も保険も全部入っていただくということです。御指摘のとおり、車を全部もう払い下げたらいいんじゃないかなということでもありますけれども、これは何十年もの契約違いますんで、そこらあたりも検討してやっていきたいなと思います。

○議長（中山 進）

8番、佐々木裕哲君。

○8番（佐々木裕哲）

今、そのごみの車両の件なんですけど、契約いうのはたしか3年だったと思う。今後その契約を更新するときに、一遍もう全てほかの今、資源ごみをやってるような方法をとってもらったほうが、町としても、また町民としてもいいじゃないかと思えますので、その点よろしく願いしておきます。以上です。

○議長（中山 進）

ほかに質疑はありませんか。

1番、増谷憲君。

○1番（増谷 憲）

1番、増谷です。議案第6号について、何点かにわたって質疑をさせていただきます。

まず第1点目は、地方公務員給与の7.8%削減計画について、どのように対応していられるのかということと、また国からこの状況について取り組みの報告を求められていると聞くが、そのように通知が来ているのかどうかお答えをいただきたいと思えます。

2つ目に、今後予想される東南海・南海地震に対応する上で、集中改革プランでは職員の削減をしていますが、こういう状況の中で今後対応できるのかどうか、この点を心配します。これが2つ目。

3つ目に、第2点目の関係で、地域防災計画の見直しはどのように進んでいるのか

というのが第3点目。

それから4つ目として、今保育士の必要人数は、さきの一般質問でも76.75人と御答弁いただき、正規保育士が59人ですから、約18人足りないということになり、非常勤、臨時保育士で現在対応していますが、今後の保育需要をどれくらい見込み、適正な保育指数とは何人とされているのかお答えをいただきたいと思います。

それから、先ほど同僚議員からも質疑がありましたように、3,000万円の出捐金であります。出捐金というのは担保をとる原因となった債務を町が弁済することで、公益法人などでの拠出となっております。この中で1,000万円を運用資金にしたいという答弁がありました。これを運用する場合、借入れをする資格を得るためのお金ですが、借入金の5%ぐらいという目安もあると聞くわけですが、そうなりますと、この1,000万円で運用しようということであれば、2億円の事業費が見込まれるという勘定になってくると思うんですが、そういう数字でいいのかどうか、銀行から融資を受ける場合、この点を御答弁いただきたいと思います。

それから、学校教育にかかわってなんです。小・中学校の現場の先生は子どもたちに授業を行う上でいろんな資料を使っていますが、特に最近、学校のほうへ商業新聞なんか置いてあったのが、機構改革というか財政難の中で減らしていったと。一部の地方紙だけを置いてるという状況も聞いてるんですが、そういう中で先生方から教材として使うのに商業新聞は必要だという声をよく聞くわけですが、現場の先生方は、自分らの自腹で買ってきて学校で使ってる。なぜこれぐらいのお金を出してくれるのかということなんです。いかがでしょうか。

それから次の質疑です。正規職員の場合、60歳定年でも希望すれば再任用で一定の期間働けると。これは年金との関係でそうっておりますが、非常勤職員も結構有田川町におられて、非常勤職員の中でも、言うたら60歳になって年金との関係もあってまだ働きたいと言った場合、正規職員と同じように対応していただけるんかどうか、この点お答えいただきたいのと、それから選挙時の投票所の問題であります。昨年の総選挙の事務にかかわって、もう私なんかよく聞かれるんです。なぜ投票所を減らしたんだと、やっぱり不便やったという声を聞くわけですが、投票率の関係から言ったらそんなに変わってないかもわかりませんが、地域の人々は不便を感じていると。ですから、投票所はやっぱり再考してもっと対応すべきではないかと思いますがいかがでしょうか。

それからもう1つ、最後ですが、きび会館の図書室の問題であります。4月から開始、運用できる人件費はこの予算の中にあるのかどうか、この点を御答弁いただきたいと思います。以上です。

○議長（中山 進）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

増谷議員にお答えをしたいと思います。

まず、公務員の給料カットの分ですけれども、既に地方交付税についてはもう減らしますよと。ただ、これは町村会でも大きな問題になって、実はそのラスパイレスの指数というのは各町によって違います。それで極端に言えば80台のとも2町ほどあって、うちは多分今103ぐらいあって、このことについては実は市町村課長というのは国から来てます。こんなもん国が地方の公務員の給料カットをする権利はないやろうということで、また一遍近々関係の課長を寄せて説明を開けということになって開いてくれると思いますけれども、こんなもん国が地方公務員の給料をどうするって、おまんらそんな権限はないんじゃないかという話の中で、うちは減らせとは言いません。ただ減らせとは言いませんけれども、これは1年間、東北の復興に御協力をいただきたいという話でありました。その中で、まだ実際、町村会の中でもうちはもうカットしないという意向の町村もあるようです。それで、そこら辺は今後どんなになるのか、ちょっとこれから様子を見ていきたいなど。

それで国のほうから、今これについての返答をせよということに来てます。これについては、ただいまうちは検討中という答弁をしております。

それからまた地域防災計画、どうなってんのなということでもありますけれども、これは国のほうから最終的なやつが出まして、西日本全体で220兆円ぐらい、最大ですよ、これはあってはならないんですけれども、これも必ずもうこんなもんないとは言えん、想定外のことがあるんでないとは言えませんが、220兆円ぐらいの損害のようで、これと同時に中部から西日本にかけて32万人、和歌山県でも8,000人と言うたんがまたちょっと大きくなっております。これを受けて、今年度中に和歌山県の詳細の防災計画というふうな、防災計画というか、もう地域地域の津波の高さとか、あるいは被害の想定というのはもう今年度中、24年度中に出ます。うちも一回それを受けて、防災計画をつくり直すということでもあります。先日も有田川町の防災会議というのを開かせていただいて、その旨を通知させていただいております。

それから非常勤の職員も雇えということ、これは検討させてもらいたいと思います。

それから投票所を減らした問題、これももう少しみんなにお聞きをして、ほんまに不便とか、それはあるにこしたことはないと思うんやけど、それが投票率にどんなにはね返ってくるのか、もう少し検討をさせていただきたいと思います。

それから保母さんの件については、三角部長、答えてくれますか。

○議長（中山 進）

清水行政局長、保田永一郎君。

○清水行政局長（保田永一郎）

増谷議員の御質問にお答えします。

出捐金の3,000万円のうち2,000万円については基本財産で、それから1,000万円については運用資産として管理することになります。1,000万円につ

いては運用資金でございますので、その中で短期借り入れするときの担保として使いたい、そう考えております。

(「そういうことを聞いたん違うんですけど」と増谷議員、呼ぶ)

○議長(中山 進)

教育部長、三角治君。

○教育部長(三角 治)

増谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、保育士の正規の人数でございます。この前、一般質問で御質問がございましたとおり、本町の正規職員の必要数ということでいきますと76.75人というふうになっております。対して59人というのが本町の正職員でございます。ただし非常勤職員が54名ございます。また臨時職も8名ございます。トータル121名という保育士が保育に当たっております。これは実に76.75という必要数を44.25人多い1.58倍というふうな形で保育に携っております。ただ非正規というふうなことでは、今後、町長も答弁させていただきましたとおり、適正な数の保育士を確保していきたいというふうな思いがございます。そこら辺も賃金配置計画の中の問題もありますけれども、できるだけ安全・安心な保育に努めていきたいというふうに思っております。

2つ目、小・中学校の現場の先生の教材としての商業新聞の必要性ということでございます。商業新聞につきましては予算化はしてございません。ただ本当に必要なかどうかということは、現場の先生にも再度調査いたします。それと教育奨励金という中でも使っていくことも可能だとは考えますが、ただ本町といたしましては、教員各1人ずつにパーソナルコンピューターを配置しておりまして、インターネット環境がございます。その中で必要な情報は今インターネット環境で即時とれるというふうなこともございますので、そこら辺、ネット環境の整備というふうなことでリアルタイムに情報はとれるのではないかとというふうにも考えております。ということで商業新聞は補完的に使っていただくことが今のところいいのではないかとというふうにも考えております。その点につきましては、教員とも再度お話をさせていただこうというふうにも考えております。

きび会館の予算でございますが、今のところ予算化はしておりません。以上でございます。

○議長(中山 進)

1番、増谷憲君。

○1番(増谷 憲)

再度質疑をさせていただきます。

出捐金の問題でお聞きしたのは、1,000万円を担保にするかわりに、そんだけあったら銀行からどんだけ融通してくれるという、その額の見通しというんか、大ま

かなこれぐらいの額になるんやというのを答弁してほしかったんですよ。でないと、僕がさっき言うた、そういうことで要するに出捐金になるわけでしょう、結局は。だから5%という目安の数字もあるわけですから、その点から言うとどうなのかということなのでお答えをいただきたいと思います。

それから、適正な保育指数は何人という答弁はされませでしたのと。

(「76.75」と教育部長、呼ぶ)

○1番(増谷 憲)

それが、必要数ですか。

それから商業新聞の活用については、教育奨励交付金も使えるという御答弁を今いただきましたね。現場と相談しながら、補完的な役割もあるし、パソコンも使えるということで対応したいと。ぜひ現場の先生の声をお願いしたいと思います。

その点について再度。

○議長(中山 進)

清水行政局長、保田永一郎君。

○清水行政局長(保田永一郎)

大変失礼しました。

1,000万円ですけども、1,000万円で借り入れる額といたら、1,000万円を借りるための1,000万円です。1,000万円を借りるときに、財団法人ですので担保がないんです。1,000万円を借りようと思ったら、1,000万円の定期を預けないと借りられない。1,000万円ということです。

○議長(中山 進)

ほかに質疑ありませんか。

17番、亀井次男君。

○17番(亀井次男)

この前の一般質問でお聞きし、借地料の話聞いてんけど、ちょっと追加的に2点ほど聞きたいと思うんやけど。

御霊保育所が3,176平米で123万円、また田殿保育所が全部で2,794ちょっとの平米のうち駐車場分で756平米が74万7,000円とこうお聞きしたんですが。もう2点聞きたいのが、きび中央保育所が大体3,000平米ぐらいあるんやけど、それは幾らで借ってるんかなという点が1点と。もう1点、きび保健福祉センターが建屋と駐車場、この駐車場のほうが借地になってると思うんで、これも大体きび福祉センターが3,000平方ぐらいあって、そのうち借地がどのぐらいかなと。有田川町全体でたくさんの方のことを全員協議会でも勉強もしたんやけど、まず一応吉備を中心にお聞きしていくとこういうことで、この2点をお願いいたしたいと思います。

○議長(中山 進)

教育部長、三角治君。

○教育部長（三角 治）

失礼いたします。それでは、亀井議員の御質問でございますが、中央保育所につきましては、2, 214平米の分を年間250万2, 000円でお借りしております。以上でございます。

○議長（中山 進）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

保健福祉センターの分は、ちょっと今ここでわからないので調べて伝えさせていただきます。

○議長（中山 進）

福祉保健部長、中島詳裕君。

○福祉保健部長（中島詳裕）

不動産の借り上げ料は、駐車場用地、畑で1, 002平米、126万3, 000円でございます。

○議長（中山 進）

ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

1番、増谷憲君。

○1番（増谷 憲）

議案第6号について、主に以下の点で反対の立場から討論させていただきます。

まず第1点目は、これは町長とも同じ気持ちだと思いますが、国が地方公務員の給与を7. 8%削減を強要し、町の取り組み状況まで調査されるとなっておりますが、これは地方自治体への介入であり到底許されません。そして、削減額を初めに決めて、地方交付税を削るやり方は初めてのことであります。この間、職員を削減し、給与も削減し、今回の削減となれば地域経済の波及効果も大幅に減少することになります。今民間企業の引き上げで経済の活性化が行われようとしている中で逆行することになってしまいます。

反対の第2の理由は、保育士の半数以上が非常勤、臨時保育士になっています。保育業務の重要性からして正規保育士で対応すべきであります。

第3の反対理由は、田殿保育所調理業務を民間委託する予算が組まれていることです。

第4の反対理由は、指定管理にかかわってスクールバス運行業務が偽装請負との指摘があり、予算の置き方を変更しましたが、直営で運行すれば学校との連携がとりや

すく、安心して運行ができるようになると思います。

第5の反対の理由は、年少扶養控除の廃止と特定扶養控除の上乗せ部分を廃止したことで、一般年少扶養控除はゼロ歳から15歳で33万円、特定扶養親族の同居特定障害者で35万円の新たな町民税の負担になっているからであります。

以上の主な理由で反対の討論といたします。

○議長（中山 進）

ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（中山 進）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第2 議案第7号……………

○議長（中山 進）

日程第2、議案第7号、平成25年度有田川町国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

1番、増谷憲君。

○1番（増谷 憲）

担当課も資料を持っておられるので、すぐ御答弁いただけると思うんですが、若干数字についてお伺いします。

今直近の数値で被保険者の短期証を発行されている世帯数、資格証を発行されている世帯数、そして国保税の軽減世帯がありますが、この軽減の中で7割、5割、2割とありますように、それぞれ人数でお答えをいただけたらと思います。

それからもう1つは、国保税の分納を誓約した今世帯数はどれぐらいあるのか、この点をお聞きしたいと思います。

そしてもう1つは、今回その予算の中で医療費もちょっと伸びてという形の予算を組まれていて、基金も若干前年より大きくふえる予定になっていると。決算を見たら、結果的には基金もそんなに出なくて済むと思うんですが、最近の医療の動向を見ますと、高額な医療になってきていることもお聞きしてるんですが、私はこの問題については医療の技術が進んで、それだけ医療費がかかるということにもなると思うんですが、こういう部分については国へもっと働きかけていただいて、高額な医療は市

町村で負担するのはもうできないということになってくると思うんで、国庫負担になるようふやすような意見をぜひ上げるべきだと思うんですよ。そうでなくても全国的に国庫負担が減らされて、市町村の財政は大変になっている中で、せめてこれぐらいはしてくれということをお願いと思いますが、この点いかがでしょうか。

○議長（中山 進）

住民税務部長、坂上泰司君。

○住民税務部長（坂上泰司）

増谷議員の質問にお答えしたいと思います。

短期証ですが、現在100世帯です。資格証につきましては、約13世帯。それから、国保税の軽減世帯の人数ですが、7割軽減で2,201人、5割軽減924人、2割軽減につきましては1,404人になっております。国保税の分納誓約ですが、253世帯になっております。

それから高額医療につきましては、国への要望も行っていきたいと考えております。以上です。

○議長（中山 進）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

1番、増谷憲君。

○1番（増谷 憲）

議案第7号について、反対の討論を行います。

国保被保険者は低所得者や年金生活者が多く、100万円以下の所得が多い中で、軽減措置を受けている人は4,529人、47.2%、国保税を分納することを約束した世帯は5.5%もあります。そして、軽減措置が効いていても所得に占める国保税額の割合が2割から3割も占めていますから負担は大きくなります。保険給付費に占める国保税額の比率が、平成19年の48.6%から38.4%に下がっていることから伺えます。収納率の向上には限界がありますが、国保財政が大変になってきたのは国庫負担金を減らしたためであります。もとの比率へ戻すだけで大幅な財政は改善され、国保税の引き下げも可能になります。また県支出金も増額すべきであります。

以上の理由で反対の討論といたします。

○議長（中山 進）

他に討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（中山 進）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

…………… 日程第3 議案第8号……………

○議長（中山 進）

日程第3、議案第8号、平成25年度有田川町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（中山 進）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

…………… 日程第4 議案第9号……………

○議長（中山 進）

日程第4、議案第9号、平成25年度有田川町介護保険事業特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第5 議案第10号……………

○議長（中山 進）

日程第5、議案第10号、平成25年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第6 議案第11号……………

○議長（中山 進）

日程第6、議案第11号、平成25年度有田川町簡易水道事業特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第7 議案第12号……………

○議長（中山 進）

日程第7、議案第12号、平成25年度有田川町公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（中山 進）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第8 議案第13号……………

○議長（中山 進）

日程第8、議案第13号、平成25年度有田川町農業集落排水事業特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第9 議案第14号……………

○議長（中山 進）

日程第9、議案第14号、平成25年度有田川町簡易排水事業特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第10 議案第15号……………

○議長（中山 進）

日程第10、議案第15号、平成25年度有田川町浄化槽事業特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第 1 1 議案第 1 6 号……………

○議長（中山 進）

日程第 1 1、議案第 1 6 号、平成 2 5 年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第 1 2 議案第 1 7 号……………

○議長（中山 進）

日程第 1 2、議案第 1 7 号、平成 2 5 年度有田川町岩倉財産区管理会特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第13 議案第18号……………

○議長（中山 進）

日程第13、議案第18号、平成25年度有田川町粟生財産区管理会特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第14 議案第19号……………

○議長（中山 進）

日程第14、議案第19号、平成25年度有田川町城山山林財産区管理会特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第15 議案第20号……………

○議長（中山 進）

日程第15、議案第20号、平成25年度有田川町八幡山林財産区管理会特別会計
予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第16 議案第21号……………

○議長（中山 進）

日程第16、議案第21号、平成25年度有田川町安諦山林財産区管理会特別会計
予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第17 議案第22号……………

○議長（中山 進）

日程第17、議案第22号、平成25年度有田川町水道事業会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第18 議案第23号……………

○議長（中山 進）

日程第18、議案第23号、有田川町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

1番、増谷憲君。

○1番（増谷 憲）

議案第23号について質疑をさせていただきます。

今回の条例制定については、インフルエンザ等対策本部の設置条例でありますけれども、このもとにある法律を新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいてつくら

れるということになっております。大体大もとのこの法について、日本弁護士連合会や薬害オンブズパースン会議などから反対の声が上がっているんですが、どういう内容で反対の声が上がってるか御存じでしょうか。お答えいただきたいと思います。

○議長（中山 進）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

弁護士会のことは把握しておりません。

○議長（中山 進）

1番、増谷憲君。

○1番（増谷 憲）

ということだと思ひまして、新型インフルエンザ対策としての必要性や有効性に乏しい一方で、国民の人権や生活、経済活動に与える影響は大きく重大な問題をはらんでいると指摘されています。政府に強力な権限を与える、被害想定が受診患者数2,500万人、入院患者数200万人、死亡者数64万人という1918年、約100年前近くに発生したスペインインフルエンザから推計し、現在の我が国の健康状態や衛生状況、医療環境の違いを見ずに推計した科学的根拠に欠ける内容と指摘されています。また、検疫のための病院宿泊施設等の強制使用、多数者が利用する施設の使用制限などの強制力や強い拘束力を伴う広範な人権制限が定められていると言われます。そして、09年のA型インフルエンザ発生時に輸入ワクチンは大量に余り廃棄処分や違約金を加えると余剰金に対する支出は813億円にも上ったと言われています。このように医療機関や自治体にかなりの負担を課し無用の混乱を生んだように、一層大きな問題に出てくると思われれます。専門家や関係者の十分な議論を経ずに制定された経緯もあり、こういう点からこういう団体では反対してるということなんです。こういうことをお聞きして、町長はどんなに感じますか。

○議長（中山 進）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

インフルエンザ条例って、僕はやっぱり起こったときのため必要だと思ってます。

○議長（中山 進）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（中山 進）

1番、増谷憲君。

○1 番（増谷 憲）

議案第23号について、反対の立場から討論いたします。

私は決して必要ないとは言わないのです。早急な形で決められたというところに問題があって、やっぱり専門家の十分な議論を経て制定すべきだという立場なんです。そして、この新型インフルエンザ、人の生命、健康に甚大な被害を与えるとともに、社会的な影響をもたらすものであります。近年、強毒性インフルエンザの流行の懸念が世界中に高まっています。こうした重大な感染症から国民の命と健康を守り、国民生活を守ることは喫緊の課題であり、新型インフルエンザの影響を最小限に抑えるための対策が求められるのは当然であります。そのためには2009年の新型インフルエンザの際に適切な対策をとることができず、混乱を招いたことの教訓と総括を生かさなければなりません。この間、検疫などの人的体制の強化や土台となる地域医療体制の強化など、総合的な対策が議論になってきました。ところが、政府の新型インフルエンザ等対策特別措置法は、危機管理の角度からの対策が強調され過ぎています。多数の人々が集まる施設の使用停止のための支持などの人権先見が必要だとしても、その必要性や要件、運用方法については、まさに国民的な議論による合意が不可欠であります。また、被害想定の設定も問題があります。そうした国民的な議論や合意の積み上げが決定的に不足しています。にもかかわらず、閣議決定からわずかな審議で採決されたとお聞きしています。ですから、日本弁護士連合会や薬害オンブズマンパーソン会議などからも反対の声が上がっているわけです。以上の理由で反対といたします。

○議長（中山 進）

ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（中山 進）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第19 議案第24号……………

○議長（中山 進）

日程第19、議案第24号、有田川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第 2 0 議案第 2 5 号……………

○議長（中山 進）

日程第 2 0、議案第 2 5 号、有田川町立学校に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第 2 1 議案第 2 6 号……………

○議長（中山 進）

日程第 2 1、議案第 2 6 号、有田川町学童保育所設置条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第 2 2 議案第 2 7 号……………

○議長（中山 進）

日程第 2 2、議案第 2 7 号、有田川町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第 2 3 議案第 2 8 号……………

○議長（中山 進）

日程第 2 3、議案第 2 8 号、有田川町指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第24 議案第29号……………

○議長（中山 進）

日程第24、議案第29号、有田川町都市農山漁村総合交流促進施設宿泊棟条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第25 議案第30号……………

○議長（中山 進）

日程第25、議案第30号、有田川町都市農山漁村総合交流促進施設レストラン物販棟条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第26 議案第31号……………

○議長（中山 進）

日程第26、議案第31号、有田川町農林漁村体験実習館条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第27 議案第32号……………

○議長（中山 進）

日程第27、議案第32号、有田川町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第 2 8 議案第 3 3 号……………

○議長（中山 進）

日程第 2 8、議案第 3 3 号、有田川町都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第 2 9 議案第 3 4 号……………

○議長（中山 進）

日程第 2 9、議案第 3 4 号、有田川町道の構造の技術的基準等を定める条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第30 議案第35号……………

○議長（中山 進）

日程第30、議案第35号、有田川町営住宅等の整備基準を定める条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第31 議案第36号……………

○議長（中山 進）

日程第31、議案第36号、有田川町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第32 議案第37号……………

○議長（中山 進）

日程第32、議案第37号、有田川町営きび住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第33 議案第38号……………

○議長（中山 進）

日程第33、議案第38号、有田川町下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第34 議案第39号……………

○議長（中山 進）

日程第34、議案第39号、有田川町水道事業及び簡易水道事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第35 議案第40号……………

○議長（中山 進）

日程第35、議案第40号、有田川町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第36 議案第41号……………

○議長（中山 進）

日程第36、議案第41号、有田川町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第37 議案第42号……………

○議長（中山 進）

日程第37、議案第42号、有田川町辺地総合整備計画の策定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第 3 8 議案第 4 3 号……………

○議長（中山 進）

日程第 3 8、議案第 4 3 号、有田川町辺地総合整備計画の策定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第 3 9 議案第 4 4 号……………

○議長（中山 進）

日程第 3 9、議案第 4 4 号、有田周辺広域圏事務組合規約の改正に関する協議についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第40 諮問第1号……………

○議長（中山 進）

日程第40、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本案は、人事案件につき質疑、討論を省略させていただきますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

異議なしと認め、質疑、討論を省略させていただきます。

お諮りします。

本件は、適任との意見を答申することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

異議なしと認めます。

したがって本件は、適任との意見を答申することに決定しました。

……………日程第41 諮問第2号……………

○議長（中山 進）

日程第41、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本案は、人事案件につき質疑、討論を省略させていただきますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

異議なしと認め、質疑、討論を省略させていただきます。

お諮りします。

本件は、適任との意見を答申することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

異議なしと認めます。

したがって本件は、適任との意見を答申することに決定しました。

……………日程第42 諮問第3号……………

○議長（中山 進）

日程第42、諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本案は、人事案件につき質疑、討論を省略させていただきますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

異議なしと認め、質疑、討論を省略させていただきます。

お諮りします。

本件は、適任との意見を答申することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

異議なしと認めます。

したがって本件は、適任との意見を答申することに決定しました。

……………日程第43 諮問第4号……………

○議長（中山 進）

日程第43、諮問第4号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本案は、人事案件につき質疑、討論を省略させていただきますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

異議なしと認め、質疑、討論を省略させていただきます。

お諮りします。

本件は、適任との意見を答申することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

異議なしと認めます。

したがって本件は、適任との意見を答申することに決定しました。

……………日程第44 議案第47号……………

○議長（中山 進）

日程第44、議案第47号、平成24年度公下第24号吉備第1幹線管渠布設工事第2工区の請負契約についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま森本明君ほか3名から、発議第1号、有田市を和歌山3区から2区に編入する衆議院小選挙区の区割り改定案に反対する意見書の提出についてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

異議なしと認めます。

発議第1号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

……………追加日程第1 発議第1号……………

○議長（中山 進）

追加日程第1、発議第1号、有田市を和歌山3区から2区に編入する衆議院小選挙区の区割り改定案に反対する意見書の提出についてを議題とします。

提出者である森本明君に提案理由の説明を求めます。

9番、森本明君。

○ 9 番（森本 明）

発議第 1 号、有田市を和歌山 3 区から 2 区に編入する衆議院小選挙区の区割り改定案に反対する意見書の提出について、提案理由の説明を申し上げます。

なお、お手元に配付させていただきました意見書案の朗読をもって提案理由の説明にかえさせていただきます。

有田市を和歌山 3 区から 2 区に編入する衆議院小選挙区の区割り改定案に反対する意見書案。

衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律が平成 24 年 1 月 26 日に施行されたことに伴い、平成 24 年 12 月 27 日に衆議院議員選挙区画審議会において区割りの改定案の作成方針が審議決定され、それに基づいた区割り改定案を作成する作業が進められていますが、聞くところによれば、有田市が現状の和歌山 3 区から 2 区に編入するという案が浮上しているということ。

和歌山 3 区に属する有田地方は古くから同じ文化圏を醸成し、産業面においても地域ブランドである有田みかんの産地として一体的に連携して発展するとともに、有田周辺広域圏事務組合を形成し多くの行政課題について共に取り組んできた。

有田市が和歌山 3 区から 2 区に編入された場合、有田郡市が長年培ってきた地域間の連携や広域行政における地域の一体性が損なわれる危険性があり、有田川町議会としては今回の改定案に対し反対する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 25 年 3 月 21 日。

有田川町議会。

なお、意見書の提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、和歌山県知事であります。

慎重に御審議いただき、御賛同を賜りたくよろしくお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（中山 進）

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり提出することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり提出することに決定しました。

それではここで、長い間、町発展のために御尽力いただきました職員の皆さんが、本年3月31日をもって退職されます。

総務政策部長より退職される皆様の役職、氏名の紹介の申し出がありますので許可します。

総務政策部長、武内宜夫君。

○総務政策部長（武内宜夫）

それでは、議長の許可を得ましたので、本年3月31日付をもって退職される方々を紹介させていただきます。

住民福祉部長の坂上泰司さんです。

議会事務局長の山本泰司さんです。

有田広域圏事務組合へ派遣されております環境センター長の松本弘さんです。

住民課長の橘伸二さんです。

地籍調査課長の北野和男さんです。

きび中央保育所長の湯田恵美子さんです。

金屋第三保育所長の佐々木治美さんです。

以上、7名でございます。

○議長（中山 進）

それでは、退職者を代表して、住民税務部長、坂上泰司君から御挨拶の申し出があります。許可します。

住民税務部長 坂上泰司君。

○住民税務部長（坂上泰司）

それでは、ただいま議長さんから許可がありましたので、退職に当たり代表いたしまして一言御挨拶申し上げます。

本日は、私たちのために貴重な時間をいただきまして、まことにありがとうございます。それぞれ役場に奉職以来、全体の奉仕者として勤務をさせていただきました。この間、議員皆様方には公私にわたり心温まる御指導、御鞭撻をいただきまして、本当にありがとうございました。

おかげさまをもちまして、大過なく退職の日を迎えることができることとなりました。これもひとえに議長さんを初め議員の皆様のお厚情のたまものと深く感謝申し上げます。振り返ってみますと、いろいろなことがよみがえってまいります。今思えば、長いようで短いあつという間であったかなと思います。大変お世話になりました。今

後は一町民として町の発展を願いたいと思います。また、退職いたしましても今まで同様、変わらぬ御厚情と変わらぬおつき合いのほどをお願い申し上げます。

最後になりますが、今後、有田川町議会のますますの御発展と議長さんを初め議員の皆様方の御健勝、御多幸を祈念申し上げて、甚だ簡単ではございますが、退職に当たりましての御挨拶とさせていただきます。長い間、本当にありがとうございました。

[拍 手]

○議長（中山 進）

退職される皆様に申し上げます。

長年にわたり役場職員として職務に精励され、この間、町の発展に献身的に取り組まれ、多大な御尽力をいただきました。これまでの御苦勞と御功績に対しまして、深く敬意と感謝の意を申し上げる次第であります。本当にありがとうございました。

どうか健康にくれぐれも留意されまして、今後とも有田川町の発展のために御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。本当に長らく御苦勞さまでございました。

[拍 手]

○議長（中山 進）

暫時休憩したいと思います。

~~~~~

休憩 12時01分

再開 13時06分

~~~~~

○副議長（森谷信哉）

再開いたします。

議長、中山進君から、議長の辞職願が提出されています。

お諮りいたします。

議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

したがって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定しました。

……………追加日程第2 議長辞職の件……………

○副議長（森谷信哉）

追加日程第2、議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、中山進君の退場を求めます。

[中山進君 退場]

○副議長（森谷信哉）

議会事務局長に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長（山本泰司）

それでは朗読させていただきます。

このたび議会の申し合わせにより、議長の辞職を申し出ます。

平成25年3月21日、有田川町議会議長、中山進。

有田川町議会副議長、森谷信哉様。

以上です。

○副議長（森谷信哉）

お諮りいたします。

中山進君の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

したがって、中山進君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

しばらく休憩いたします。

~~~~~

休憩 13時07分

再開 13時08分

~~~~~

〔中山進君 入場〕

○副議長（森谷信哉）

再開いたします。

ただいま議長の辞職が許可されましたので通知いたします。

暫時休憩いたします。

休憩中に議運並びに全員協議会を開きますので、よろしく願いいたします。

~~~~~

休憩 13時09分

再開 14時43分

~~~~~

○副議長（森谷信哉）

再開いたします。

お諮りいたします。

議長の選挙を日程に追加し、追加日程第3、選挙第2号として選挙を行いたいと思
います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

したがって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第3、選挙第2号として選挙を行うことに決定しました。

……………追加日程第3 選挙第2号 議長の選挙……………

○副議長（森谷信哉）

追加日程第3、選挙第2号、議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法について、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、私、副議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

したがって、私、副議長が指名することに決定しました。

議長に、湊正剛君を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました湊正剛君を、議長の当選人として定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました湊正剛君が議長に当選されました。

ただいま当選されました湊正剛君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

当選された湊正剛君に発言を求めます。

湊正剛君、御登壇お願いいたします。

○議長（湊 正剛）

今回、重責な議長に推薦されまして、まことにありがとうございます。

歴代の議長さん並びに皆さんの御指導と御鞭撻のほどをよろしくお願いいたします。

て、一生懸命満身に努力していきます。皆さん、どうぞよろしく申し上げます。また、町当局の皆さん方、今後ともまたよろしく申し上げます。本日はどうもありがとうございました。

[拍 手]

[議長 議長席に着く]

○議長（湊 正剛）

しばらく休憩します。そのままお待ちください。

~~~~~

休憩 14時46分

再開 14時47分

~~~~~

○議長（湊 正剛）

再開いたします。

副議長の森谷信哉君から、副議長の辞職願が提出されています。

お諮りします。

副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第4として議題とすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湊 正剛）

異議なしと認めます。

したがって、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第4として議題とすることに決定いたしました。

……………追加日程第4 副議長辞職の件……………

○議長（湊 正剛）

追加日程第4、副議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、森谷信哉君の退場を求めます。

[森谷信哉君 退場]

○議長（湊 正剛）

議会事務局に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長（山本泰司）

それでは朗読させていただきます。

このたび議会の申し合わせにより、副議長の辞職を申し出ます。

平成25年3月21日、有田川町議会副議長、森谷信哉。

有田川町議会議長、湊正剛様。

以上です。

○議長（湊 正剛）

お諮りします。

森谷信哉君の副議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

異議なしと認めます。

したがって、森谷信哉君の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

しばらく休憩します。

~~~~~

休憩 14時48分

再開 14時49分

~~~~~

〔森谷信哉君 入場〕

○議長（湊 正剛）

再開いたします。

ただいま副議長の辞職が許可されましたので通知いたします。

暫時休憩いたします。

~~~~~

休憩 14時49分

再開 16時19分

~~~~~

○議長（湊 正剛）

再開いたします。

お諮りします。

本日の会議時間は都合により、あらかじめ1時間、午後6時まで延長したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

異議なしと認めます。

したがって、本日の会議を1時間、午後6時まで延長することに決定しました。

お諮りします。

副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第5、選挙第3号として選挙を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

異議なしと認めます。

したがって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第5、選挙第3号として選挙

を行うことに決定いたしました。

……………追加日程第5 選挙第3号 副議長の選挙……………

○議長（湊 正剛）

追加日程第5、選挙第3号、副議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

異議がありますので、選挙の方法は投票で行うことにします。

追加日程第5、選挙第3号、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場を閉める〕

○議長（湊 正剛）

ただいまの出席議員数は17人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人、15番、中山進君及び16番、竹本和泰君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名です。

〔投票用紙の配付〕

○議長（湊 正剛）

投票用紙の書き方は、升の中に書いてください。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔配付漏れなしを確認〕

○議長（湊 正剛）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱を点検〕

○議長（湊 正剛）

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順番に投票願います。

〔 投 票 〕

○議長（湊 正剛）

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。中山進君及び竹本和泰君、開票の立ち会いをお願いします。

〔 開 票 〕

○議長（湊 正剛）

それでは、選挙の結果を報告します。

投票総数 17 票、有効投票 15 票、無効投票 2 票です。

有効投票のうち、西弘義君 11 票、佐々木裕哲君 4 票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 5 票です。したがって、西弘義君が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場を開く〕

○議長（湊 正剛）

ただいま当選されました西弘義君が議場におられます。会議規則第 33 条第 2 項の規定によって当選の告知をします。

当選された西弘義君に発言を求めます。

西弘義君、御登壇願います。

○14 番（西 弘義）

たいへん無作法なことをしてしまいました。まずおわびを申し上げます。

今回、あと 9 カ月ほどしかございませんけども、議長を補佐し、精いっぱいさせていただきますので、どうか皆様方のお力をお貸しくくださいますよう、よろしく願いを申し上げます。ありがとうございました。

〔 拍 手 〕

……………日程第 45 選挙第 1 号 有田聖苑事務組合議会議員の選挙……………

○議長（湊 正剛）

日程第 45、選挙第 1 号、有田聖苑事務組合議会議員の選挙を行います。

定数は 2 人で、ただいま欠員は 1 名となっています。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、議長において指名推選したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

異議なしと認めます。

有田聖苑事務組合議会議員に新家弘君を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました新家弘君を、有田聖苑事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

異議なしと認めます。

したがって、新家弘君が、有田聖苑事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました新家弘君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

（「ありがとうございます」と新家議員、呼ぶ）

……………日程第46 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件……………

○議長（湊 正剛）

日程第46、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件名表のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

閉会中、よろしくお願ひします。

（「暫時休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（湊 正剛）

それでは、しばらく休憩いたします。

その間、休憩中に産業建設常任委員長の互選をよろしくお願ひします。

~~~~~

休憩 16時33分

再開 16時43分

~~~~~

○議長（湊 正剛）

再開いたします。

産業建設常任委員会から、委員長、副委員長の互選結果について報告を受けましたので、御報告いたします。

委員長に佐々木裕哲君、副委員長に竹本和泰君が就任されました。所管事務審査及び調査についてよろしくお願いします。

しばらく休憩します。

~~~~~

休憩 16時43分

再開 17時29分

~~~~~

○議長（湊 正剛）

それでは再開します。

お諮りします。

ここで議会運営委員会委員の辞任の件、議会運営委員会委員の選任、下水道事業対策特別委員会委員の辞任の件、下水道事業対策特別委員会委員の選任、この4件を日程に追加し、追加日程第6から追加日程第9とし、議題にしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

異議なしと認めます。

議会運営委員会委員の辞任の件、議会運営委員会委員の選任、下水道事業対策特別委員会委員の辞任の件、下水道事業対策特別委員会委員の選任、この4件を日程に追加し、追加日程第6から追加日程第9とし、議題にしたいと思います。

……………追加日程第6 議会運営委員会委員の辞任の件……………

○議長（湊 正剛）

追加日程第6、議会運営委員会委員の辞任の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、西弘義君の退場を求めます。

〔西弘義君 退場〕

○議長（湊 正剛）

西弘義君から、一身上の都合により議会運営委員を辞任したいと申し出がありました。

お諮りします。

西弘義君からの議会運営委員の辞任の申し出のとおり、辞任を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

異議なしと認めます。

したがって、西弘義君からの議会運営委員の辞任を許可することに決定しました。

……………追加日程第7 議会運営委員会委員の選任……………

○議長（湊 正剛）

追加日程第7、議会運営委員会委員の選任を行います。

先ほど委員の辞任により1名の欠員となりましたので、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において指名したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

異議なしと認めます。

議会運営委員に竹本和泰君を指名したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名した竹本和泰君を議会運営委員に選任することに決定しました。

議会運営委員から副委員長互選の結果の報告を受けましたので、御報告いたします。議会運営委員会副委員長に竹本和泰君が就任されました。よろしくお願ひいたします。

暫時休憩します。

~~~~~

休憩 17時32分

再開 17時32分

~~~~~

○副議長（西 弘義）

再開します。

……………追加日程第8 下水道事業対策特別委員会委員の辞任の件……………

○副議長（西 弘義）

追加日程第8、下水道事業対策特別委員会委員の辞任の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、湊正剛君の退場を求めます。

〔湊正剛君 退場〕

○副議長（西 弘義）

湊正剛君から、一身上の都合により下水道事業対策特別委員を辞任したいとの申し出があります。

お諮りします。

湊正剛君からの下水道事業対策特別委員の辞任の申し出のとおり、辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（西 弘義）

異議なしと認めます。

したがって、湊正剛君からの下水道事業対策特別委員の辞任を許可することに決定しました。

暫時休憩します。

~~~~~

休憩 17時33分

再開 17時34分

~~~~~

○議長（湊 正剛）

再開します。

……………追加日程第9 下水道事業対策特別委員会委員の選任……………

○議長（湊 正剛）

追加日程第9、下水道事業対策特別委員会委員の選任を行います。

先ほど委員の辞任により1名の欠員となりましたので、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において指名したいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

異議なしと認めます。

下水道事業対策特別委員に中山進君を指名したいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名した中山進君を下水道事業対策特別委員に選任することに決定しました。

下水道事業対策特別委員会から、委員長・副委員長互選の結果の報告を受けましたので、御報告いたします。

下水道事業対策特別委員会委員長に亀井次男君、副委員長に中山進君が就任されました。よろしくお願ひします。

……………日程第47 常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の件……………

○議長（湊 正剛）

日程第47、常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の件を議題とします。

各常任委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の件名表のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

異議なしと認めます。

したがって、各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることを決定しました。

閉会中、よろしく申し上げます。

……………日程第48 特別委員会の閉会中の継続調査の件……………

○議長（湊 正剛）

日程第48、特別委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各特別委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました特別委員会の閉会中の継続調査の件名表のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

異議なしと認めます。

したがって、各特別委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることを決定しました。

閉会中、よろしく申し上げます。

……………日程第49 議長への委任について……………

○議長（湊 正剛）

日程第49、議長への委任について、お諮りします。

本定例会における全ての議決事件等について、その条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定によって、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は、全て終了しました。

会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

異議なしと認めます。

本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成25年第1回有田川町議会定例会を閉会します。

~~~~~

閉会 17時37分

以上会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

前有田川町議会議長            中   山            進

有田川町議会議長            湊            正   剛

前有田川町議会副議長        森   谷   信   哉

有田川町議会副議長        西            弘   義

1 番 議 員            増   谷            憲

1 0 番 議 員        殿   井            堯